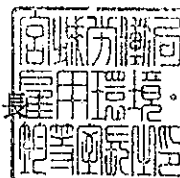




官労雇均発 1028 第 3 号
令和 7 年 10 月 28 日

一般社団法人宮城県経営者協会会長 殿

宮城労働局雇用環境・均等室長



令和 7 年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が施行されている中、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附随作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような状況を改善するため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年 6 月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しております。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11 月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、同月に実施される「過重労働解消キャンペーン」と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報文例を参考にした広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、リーフレットは、以下に掲載しておりますので、御活用ください。

○「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

（問合せ先）

宮城労働局雇用環境・均等室

室長補佐 石田 依梨

電話 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 4 4

(別添)

(文例)

STOP!
しわ寄せ

11 月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！ 適正な
コスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更など
はやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11 月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。宮城労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

(「しわ寄せ」防止特設サイト URL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>